

## IFRS Developments

# 金融商品の分類及び測定 の改訂の公表

### 重要ポイント

- ▶ IASB(国際会計基準審議会)がIFRS第9号の分類及び測定ならびにIFRS第7号の開示に関する改訂を公表した。
- ▶ 本改訂は、金融負債は「決済日」時点で認識が中止されるということを明確化し、電子送金システムを使用して決済される金融負債については決済日前に認識を中止する会計方針の選択も導入する。
- ▶ ESG連動要素を伴う金融資産の分類は、偶発的特性の評価に関する追加的なガイダンスで明確化されている。
- ▶ ノンリコースローン及び契約上リンクしている金融商品に関する明確化が行われている。
- ▶ 偶発的特性が存在する金融商品及びFVOCIに分類された資本性金融商品については追加的な開示が導入される。
- ▶ 本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される。早期適用は認められており、偶発的特性に関する改訂のみを早期適用することも選択できる。

### はじめに

2024年5月30日、国際会計基準審議会(以下、IASB又は審議会)は、「金融商品の分類及び測定」の改訂—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂(以下、本改訂)を公表した。本改訂は、以下の内容が盛り込まれている。

- ▶ 金融負債は「決済日」時点、すなわち関連する義務が履行される、取り消される又は失効する、あるいは負債が認識の中止の要件を満たす時点で認識が中止されることを明確化している。また、電子送金システムを使用して決済される金融負債について一定の要件が満たされる場合には決済日前に認識を中止する会計方針の選択も導入している。
- ▶ 環境、社会及びガバナンス(ESG)連動要素及びその他の類似の偶発的特性を含む金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性をどのように評価すべきかを明確化している。
- ▶ ノンリコース資産及び契約上リンクしている金融商品(CLI)の取扱いを明確化している。
- ▶ 偶発的事象を参照する契約条件(ESGに連動する条件を含む)を伴う金融資産及び負債、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品(FVOCI)について、IFRS第7号において追加の開示を要求している。

本改訂の公表で、IASBのIFRS第9号の適用後レビュー(PIR)の分類及び測定フェーズは完了となる。IFRS第9号のPIRの残り2つのフェーズは、現在進行中の予想信用損失(ECL)と2024年後半に開始が見込まれるヘッジ会計である。

### 弊法人のコメント

金融負債の認識の中止に関する明確化で、企業は現在の実務を変更することを求められる可能性がある。それらは、外部報告及び会計処理に大きな影響を与える可能性がある。

## 金融資産及び金融負債の当初認識又は認識中止の日

### 背景

2021年9月に電子送金システムを通じて受領される現金の支払いで決済される金融資産はいつの時点で認識を中止すべきかという質問がIFRS解釈指針委員会(以下、IFRS IC)に寄せられた。その議論は、電子送金システムを通じて行われる支払いにより決済される金融負債の認識の中止にまで拡大した。

IFRS ICは、電子送金システムを通じて決済される金融資産や金融負債の認識の中止のタイミングだけでなく、それ以外の方法で決済される場合(小切手、デビットカードやクレジット・カードによる決済等)の認識の中止のタイミングについて実務にばらつきが見られることに留意した。この問題は、IFRS第9号の改訂が求められるほどに重要性があり、したがって、IFRS第9号のPIRの範囲に加えられた。

### 金融負債の認識の中止に関する規定

本改訂は2つの要素で構成される。

- ▶ 金融負債は、決済日時点、すなわち契約に特定される義務が履行される、取り消される又は失効する、あるいは負債の認識の中止に関する要件を満たすことにより金融負債が消滅する時点で認識が中止されることの明確化<sup>1</sup>
- ▶ 電子送金システムを使用して全額又は一部が現金決済される金融負債については、企業は、一定の条件を満たす場合には決済日前に負債の認識を中止する会計方針の選択を行うことが認められる<sup>2</sup>

本改訂は、企業が報告期間末時点で処理中の現金の受払いを反映するために現金残高を調整するという、IFRS ICが一部の法域で識別した実務に依拠しているものである。<sup>3</sup> これにより、対応する金融負債と金融資産の認識及び認識の中止のタイミングに影響が生じるが、導入される会計方針の選択が適用されるのは金融負債の認識の中止のみである。金融資産の認識の中止は、現金を受領する権利の消滅が引き続き基礎となる。

### 電子送金システム

本改訂は、金融負債について電子送金システムを使用して決済されるという具体的なシナリオに対応している。本改訂は、小切手やデビットカード、クレジット・カードによる支払いなど、その他の金融負債の決済手段には適用されない。金融負債(又はその一部)が決済日以前に認識を中止される条件は次のとおりである。

- ▶ 企業は、送金指示の撤回、中止又は取消しを行う実務上の能力を有していない
- ▶ 企業は、送金指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実務上の能力を有していない
- ▶ 電子送金システムに関連する決済リスクは僅少である。このことが成立するには、決済システムには次の両方の特徴が備わっていなければならない。
  - ▶ 本指示の履行は、標準的な事務管理プロセスに従っている
  - ▶ i) 指示の撤回、中止又は取消しを行う実務上の能力を企業が有しないこととなり、ii) 現金が相手方当事者に引き渡されるまでの期間が僅かな期間である

仮に送金指示の履行が企業が現金を決済日に引き渡す能力に左右されるとしたら、決済リスクは僅少とは言えないだろう。

決済日前に金融負債の認識を中止する会計方針の選択を行う企業は、同じ電子送金システムを使用して決済される金融負債のすべてにこの処理を適用しなければならない。

### 弊法人のコメント

企業は使用する電子送金システムを見直し、決済プロセスのいつの時点で認識の中止の条件を満たすのか、及び会計方針の選択を適用すべきか否かを理解しておかなければならない。複数の法域で営業活動をしており、域外への支払い活動が存在する企業にとっては、これは相当な作業になるであろう。

<sup>1</sup> 金融商品の分類及び測定に係る改訂、2024年5月、B3.1.2A項 ページ6。

<sup>2</sup> 同上 B3.3.8項 ページ6

<sup>3</sup> 例えば、金融負債を決済するために振り出されるが報告日時点で現金化されていない小切手は、現金残高から減額され対応する負債の認識が中止される。

## 金融資産の分類における契約上のキャッシュ・フローの特性の評価

### ESG連動要素が存在する金融資産<sup>4</sup>

ESG目標の達成度合いに応じて金利が変動する金融資産の会計処理は、PIRで対処すべき優先課題に識別されていた。IASBは、ESG連動の金融商品に固有のガイダンスについては開発しないことを決定した。それは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー（SPPI）評価をはじめ、IFRS第9号の原則主義のアプローチから逸脱する可能性があるからである。

IFRSは2つの広範な改訂を行った。改訂の1つ目として、貸手の補償は基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかの評価を明確化している。

- ▶ 重要な検討ポイントは、貸手はいくらの補償を得るかでなく、何に対する補償を受け取ることになるのかである。
- ▶ 一方で、補償の金額次第では、貸手は基本的な融資のリスク及びコスト以外に対して補償を得ることを示す場合がある。
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローが、基本的な融資のリスクやコストではない変数（たとえば、資本性金融商品の価値やコモディティ価格）に連動している、又は債務者の収益又は利益に対する持分を表す場合には、たとえそれらが市場では一般的であったとしても、基本的な融資の取決めに整合しているとは言えない。

改訂の2つ目は、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更することになる契約条件は、以下を考慮してどのように評価すべきかを取り扱っている。

- ▶ 変更前後の両方で生じる契約上のキャッシュ・フローは、偶発的事象の発生の可能性に関係なく、SPPI要件を満たすかどうか。
- ▶ 偶発的事象の性質は、基本的な融資のリスク及びコストの変動に直接関係するものか、及び契約上のキャッシュ・フローは基本的な融資のリスク及びコストの変動と同じ方向に変動するかどうか。

本改訂は、偶発的事象の内容が基本的な融資のリスク及びコストの変動に直接関係していない場合には、SPPI要件は今なお満たされる可能性があると説明している。これは、偶発的特性による変更前後の両方で基本的な融資の取決めに整合し、そのような偶発的特性を伴わない同一の金融資産のキャッシュ・フローから大幅に異なることのないキャッシュ・フローが生じることが前提になる。

本改訂はこのアプローチを説明するために2つの設例を紹介している。

#### 弊法人のコメント

企業は、契約上のキャッシュ・フローが変動する可能性があるすべてのシナリオを検討し、判断を適用して偶発的特性から生じる契約上のキャッシュ・フローがそのような特性を伴わない同一の金融資産のキャッシュ・フローと大幅に異なることがないかどうかを評価する必要がある。

### ノンリコース特性が存在する金融資産<sup>5</sup>

本改訂は、ノンリコース特性を有する金融資産については、キャッシュ・フローを受領する債権者の契約上の権利は、特定の資産により生じるキャッシュ・フローに限定されなければならない、すなわち企業は、債務者の信用リスクではなく、特定の資産の履行リスクにさらされるということを明確化している。債権者が債務者に担保資産の「上乗せ」を要求できる契約上の権利を有している場合、債権者は債務者に対する請求権を有していることになる。

金融資産がノンリコース特性を有している場合、裏付けとなる特定の原資産又はキャッシュ・フローと契約上のキャッシュ・フローの間の連動性の「ルックスルー」評価が求められる。債務者が発行する劣後債や資本性金融商品などのその他の契約上の取決めにより、この連動性がどのように影響を受けるのかを考慮しなければならない。

<sup>4</sup> 同上、B4.1.8A項 ページ8、B4.1.10A項 ページ8、B4.1.14項 ページ10

<sup>5</sup> 同上、B4.1.16A項 ページ11 及び B4.1.17A項 ページ11

## 契約上連動する金融商品<sup>6</sup>

契約上連動する金融商品 (CLI) は、発行者が債務のトランシェを通じて信用リスクの集中を生じさせるノンリコース構造において生じる。本改訂は以下を明確化している。

- ▶ CLIは、損失を異なるトランシェに比例しない形で配分することで、信用リスクの集中が生じるウォーターフォール決済構造がその特性でなければならない
- ▶ 劣後トランシェを保有する単一の債権者への貸付を促進するために、優先順位が異なる複数の負債性金融商品が発行される場合は、CLIが生じることはない
- ▶ 原資産プールにはIFRS第9号の認識及び測定のスコープに含まれない金融商品 (例えば、リース債権) を含めることができるが、SPPI要件 (例えば、残価リスクにさらされていない、又は市場の賃貸レートに連動していない) を満たすキャッシュ・フローを有していなければならない

## IFRS第7号「金融商品：開示」に対する改訂<sup>7</sup>

FVOCIに指定されている資本性金融商品に対する投資については、本改訂は、それぞれの種類の投資に関して、期中に認識が中止された投資に関する金額と期末時点で保有されている投資に関する金額を区別して表示する目的で、期中の公正価値の変動に関する開示規定を追加している。また、それぞれの種類の投資について投資の公正価値の合計額及び期中に認識が中止された金融商品に関する利得及び損失の累計額の資本内での振替について開示が求められる。

基本的な融資のリスクやコストに直接関係しない偶発的事象については、本改訂は、利用者が契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する条件の影響をより適切に理解できるように、特に以下に関する新しい開示を導入している。これらは、偶発的特性を伴う、ESG連動特性を有する金融商品、償却原価又はFVOCIで測定されるすべてのその他の金融資産及び償却原価で測定される金融負債に適用される。

- ▶ 偶発的事象の性質に関する定性的説明
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローの予想し得る変動に関する定量的情報 (例えば、変動幅)
- ▶ 偶発的特性を伴う、金融資産の帳簿価額の総額及び金融負債の償却原価

### 弊法人のコメント

偶発的特性に関する開示に必要とされる定性的及び定量的データを取得するには相当の労力を要する。企業は提供する定性的及び定量的開示の適切な水準を評価する必要がある。

## 経過措置及び発効日

本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から強制適用される。企業は、金融資産の分類及びそれに加えて関係する開示の改訂を早期適用し、その他の改訂についてはその後の適用とすることができる。

新しい規定は、遡及適用され、期首利益剰余金を修正する。過年度については修正再表示が求められることはないが、修正再表示する場合は後知恵を用いてはならない。企業は、本改訂により金融資産の測定の分類区分に変更が生じる場合には当該金融資産に関する情報を開示しなければならない。

### 弊法人のコメント

本改訂のいくつかは既存のIFRSの明確化だとしても、IASBはそれによりIFRS第9号を変更していることから、本改訂はIFRS第9号の改訂の発効日からしか適用可能にはならない。

本改訂を早期適用するかどうかを判断するにあたり、企業は、自身の法域で使用が承認される時期を考慮する必要がある。

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス (存在意義) としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは[ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](http://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc)をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 005111-24Gbl の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)

<sup>6</sup> 同上、B4.1.20項 ページ11、B4.1.20A項、B4.1.21項及びB4.1.23項 ページ12

<sup>7</sup> 同上、11A項 ページ13 及び20B項 ページ14、20C項及び44LL項 ページ18